

杉並のふるさと納税



杉並区
SUGINAMI CITY



1 「ふるさと納税」のあらましと現状の問題点

ふるさと納税ってなに？

進学や就職等で「ふるさと」と異なる自治体に移り住むと、その自治体に住民税等を納めることになり、ふるさとに税収が入りません。そこで、自分の意思でふるさとやお世話になった地域を応援できる制度として「ふるさと納税制度」が始まりました。

「納税」という言葉がついていますが、実際には自治体への「寄附」のことです。

何か問題があるの？

ふるさと納税をすると、「**住んでいる自治体の住民税が流出してしまう**」という側面があります。

ふるさと納税をした金額のうち、2,000円を超える部分が、住民税などから控除（上限あり）されるため、住んでいる自治体に入るはずだったお金が入らなくなってしまうのです。控除される金額の上限拡大、「ワンストップ特例制度」の創設、過剰な返礼品競争などの要因により、杉並区の住民税の流出額は年々増加しています。

～ふるさと納税と税金の控除について～

個人

「ふるさと納税」の対象となります。

寄附金額のうち2,000円を超える額について、所得税と住民税から、限度額まで原則として全額控除されます。

※杉並区は、地方税法（第37条の2第2項及び第314条の7第2項）の規定に基づき、総務省からふるさと納税の対象となる団体として指定されています。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告をする必要のない給与所得者等で、一定の要件を満たした場合、「申告特例申請書」を寄附した自治体へご提出いただくと、確定申告をすることなく税額控除を受けることができる制度です。杉並区にご寄附いただいた方には、寄附受領証明書と特例申請書をお送りしています。

法人

寄附した事業年度に、全額を損金に算入することができます。

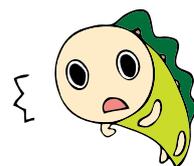
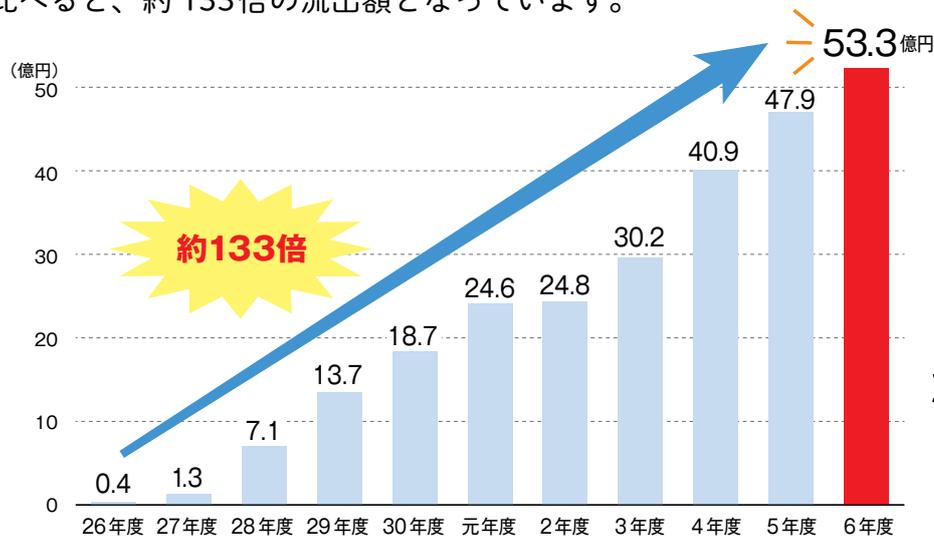
相続

相続や遺贈によって取得した財産を寄附した場合は、その支出は相続税の対象外とする特例があります。



● 杉並区の流出額

令和6年度、ふるさと納税による住民税の流出額は**約 53.3 億円**となりました。
10年前と比べると、約133倍の流出額となっています。



住民税は行政サービスなどの経費に充てられています。
このまま流出が拡大すると、行政サービスの低下につながります。



ごみの収集・運搬
資源の回収

約 60 億円

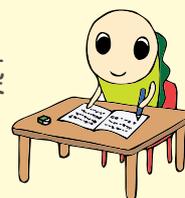
※人件費を含む



中学校の改築

約 72 億円

※直近改築校の総事業費



● 地方交付税の不交付団体

ほとんどの自治体は、ふるさと納税による税収減収額の75%が地方自治体間の不均衡を調整する地方交付税により国から補填されています。しかし、東京23区は地方交付税がもらえないため、ふるさと納税により流出した額は、そのまま減収となります。

● 国への要望

ふるさと納税制度には様々な問題があるとして、23区の区長会を通して、国に対し、制度の抜本的な見直しを要求しています。

特別区長会の要望内容は、
こちらの2次元コードから
ご覧になれます。



2 「ふるさと納税」に対する区の考え方

ふるさと納税は善意の寄附です

杉並区では、ふるさと納税は、善意の「寄附」であること、ふるさと納税制度を通じて地方を活性化することの2つを大事にし、本来の寄附文化を広める取り組みを進めています。

寄附の使い道

杉並区では、ふるさと納税の使い道として、「次世代育成基金」をはじめとする4つの基金や、近衛文麿の旧宅である「荻外荘（てきがいそう）」の復原・整備などの具体的な取り組みを選ぶことができます。

次世代育成基金



社会福祉基金



NPO支援基金



みどりの基金



てきがいそう 荻外荘の 復原・整備



日本フィルハーモニー 交響楽団の 被災地支援活動の応援



動物との 豊かな共生社会を めざす寄附金



児童養護施設 退所者等への支援



「荻外荘」の復原・整備 (荻外荘公園整備)

お礼の品はありません。



「荻外荘（てきがいそう）」は、昭和戦前期に首相を3度務めた政治家・近衛文麿（このえ・ふみまろ）の旧宅です。昭和12年、近衛は「心身の休養」の場を期待して荻窪へ移り、別邸として住み始めたのですが、近衛家の生活の場だけでなく、政治会談の場ともなっています。日中戦争の泥沼化から日米開戦、そして寝室で自決する直前まで、幾度となく政治家や軍人などが訪れ、首相官邸に準ずる政治空間としての役割を果たしました。このように、組閣や「荻窪会談」など日本の針路を左右する重要な会談が行われた場所として、「荻外荘」は、平成28年3月に国史跡に指定されました。

荻外荘復原・整備プロジェクトでは、「荻外荘」を史跡としての価値を最も有する「荻窪会談」などが行われた時代の状態に復原・整備し、当時の空気感をも体感してもらえるような施設を目指します。荻外荘公園は、いよいよ令和6年12月に開園の予定です。令和6年3月末で特典の付与は終了しましたが、ご寄附は引き続き受け付けています。皆さまのご支援をお待ちしております。



昭和初期の荻外荘（個人提供）



荻外荘完成イメージ

連絡先



みどり公園課 みどりの計画係
☎ 03-3312-2111（代表）



日本フィルハーモニー交響楽団の 被災地支援活動の応援

お礼の品はありません。



杉並区は、日本フィルハーモニー交響楽団と平成6年に友好提携を交わし、令和6年に30周年を迎えました。日本フィルは、東日本大震災直後から、区の交流自治体である福島県南相馬市など東北地方各地で、音楽を通じた被災地支援活動「被災地に音楽を」を継続して行っています。

被災地の現状や課題に目を向け、努力と工夫を凝らしながら継続している被災地支援活動を、区は「ふるさと納税」を通じて応援します。

被災地支援を続ける日本フィルハーモニー交響楽団

「被災地に音楽を」は、これまで349回（令和6年7月末現在）実施してきました。この活動が評価され、日本フィルは令和4年に「第16回後藤新平賞」を受賞しています。

「東北の夢プロジェクト」－東北の子どもたちと日本フィルの夢舞台－

「被災地に音楽を」の輪が広がり、東北各地の郷土芸能や文化活動に励む子ども達を招き、沿岸と内陸、あらゆる世代をつなぐことを目的としたオーケストラ公演「東北の夢プロジェクト」を令和元年から開催しています。東北の子ども達の夢と笑顔が地域の交流を生み出し、心の復興を後押しします。

「被災地に音楽を」



平成23年5月「名取慰霊祭」での演奏

「東北の夢プロジェクト」



令和5年8月「楽しいオーケストラ in 岩手」© 山口敦

楽員の声

被災された当時、物理的に大きな傷痕が残る中『音楽で被災地を支援』なんて、なんと虫のいい話だ、というのが最初の正直な感想でした。しかし、現地の子供達と交流する中で考えは一変し、また音楽がなぜここまで普遍的であるか、一つの答えをみた気がしました。芸術の持つ力は計り知れません。

照沼 夢輝（クラリネット）



ご利用いただいた方の声

被災地復興のための支援を地道に、いつまでも続けている杉並区や日本フィルの取り組みに感銘を受けました。被災地のみなさんの元気が一日も早く戻るよう願っています。

連絡先



文化・交流課 文化振興担当
☎ 03-3312-2111（代表）



動物との豊かな共生社会をめざしています

お礼の品はありません。



杉並区では、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部や区が委嘱するボランティア「杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）」等と協力し、様々な取り組みを行っています。

動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策等を充実させ、人も動物もともに健やかに暮らしていける地域社会の実現に向け、寄附金を活用します。



実施している取り組み

○ 動物愛護の普及啓発

適正飼養啓発冊子等の作成や犬のしつけ方教室の開催、杉並どうぶつ相談員の地域に根ざした活動等を通して、適正飼養ルールや終生飼養の周知を図ります。

○ 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫を適正に管理する個人・ボランティアグループを支援し、不妊去勢手術費用の助成等を行うことにより、猫による生活環境への被害の減少を図ります。

○ 災害時のペット救護対策

災害時に、飼い主による同行避難や適正な飼養管理が行われるよう、平時からの備えについて周知するとともに、震災救援所での避難場所設営資材の配備等を進めます。

○ ドッグランの運営

場所：杉並区松ノ木1-1-4（都立和田堀公園内） 設備：小型犬、中・大型犬エリア等

利用時間：3～4月：午前7時～午後6時 9～10月：午前7時～午後6時

5～8月：午前7時～午後7時 11～2月：午前7時～午後5時

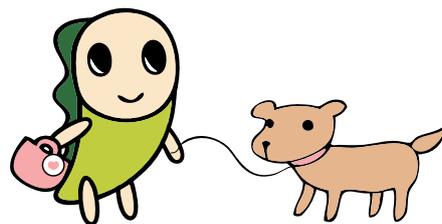
休場日：年末年始（12月29日～1月3日）、場内整理日（定期清掃等）、臨時休場日（災害、台風等）

利用対象：利用登録をした犬及び犬の飼い主（杉並区外在住者も利用可） 利用料：無料

※運営は業務委託しています。適正飼養に関するイベント等も実施予定です。

ご利用いただいた方の声

不妊去勢手術費用の助成、動物の適正飼育、終生飼養の周知などに活かしてもらえると嬉しいです。



連絡先



生活衛生課 管理係
☎ 03-3391-1991



児童養護施設や里親からの 巣立ちを応援します

お礼の品はありません。



杉並区では、都内の自治体で最も多い5つの児童養護施設や里親等の下で多くの子どもたちが暮らしています。巣立ちで迎える新たなチャレンジを、ご寄附で一緒に応援しませんか？

ご寄附の使い道～自立のための支度金 20万円を支援します

育った施設や里親家庭を離れる方は、新生活の基盤を一から築いていく必要があります。杉並区内の施設等からの自立を迎えた方に、転居費用等として、一人最大20万円を支援します。

※お礼の品はありません。支度金必要額を越えてご寄附頂いた場合、ご本人や施設等を支援する別の施策に充てさせて頂く場合があります。



支度金の使用例

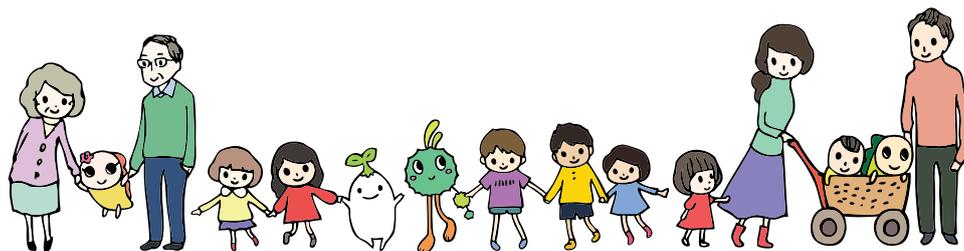
引越し料金

礼金・仲介手数料

家具・家電
の購入

児童養護施設職員の声

家族等からのサポートを得られない中、育った場所から転居して慣れない自立生活をスタートすることは、経済的にも精神的にも大きな負担がかかります。最初の一步を支える経済的支援が、今、施設を巣立つ多くの子どもにも必要とされています。ぜひ、皆さまのご支援をお願いします。



連絡先



児童相談所設置準備課
☎ 03-5307-0355



次世代を担う子どもたちを 応援しています

次世代育成基金



自然・文化・芸術・スポーツなど様々な分野における国内外での体験・交流を通じて、次世代を担う子どもたちが将来の夢に向かって視野を広げ、健やかに成長できるよう平成24年度に次世代育成基金が創設されました。

子どもたちの健やかな成長を願い、この事業を充実・継続していくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

皆様から頂いたご寄附は、中学生海外留学などの区が主催する事業と民間事業助成に活用しており、平成24年度以降、約6,000人の区内の小・中学生に貴重な体験や経験を提供することができました。



次世代育成基金は、寄附の循環をめざしています



広島平和学習中学生派遣事業



チャレンジ・アスリート

次世代育成基金活用事業助成制度（民間事業助成）

子どもたちの様々なニーズに応え、より多くのメニューを提供することができるよう、平成27年度より民間団体等が実施する事業への助成を開始し、区が実施する事業と同様に延べ参加者数は約3,000人となっています。



わぐわぐ寺子屋プロジェクト



サイエンスLabo2023

ご寄附いただいた方の声

- ・色々なことを体験して、大きく羽ばたく一助になれば嬉しいです。
- ・子どもたちに、貴重な経験ができるチャンスを与えてくれる派遣事業はとても素晴らしいことだと思います。今後もこのような事業が引き継がれていきますようご祈念申し上げます。

連絡先



児童青少年課 青少年係
☎ 03-3393-4760



社会福祉活動の充実を 応援しています

社会福祉基金



杉並区社会福祉の増進を図ることを目的に社会福祉基金が昭和59年4月に創設されました。

40年にわたり、皆様から頂いたご寄附を積み立て、様々な社会福祉事業の貴重な財源として活用してきました。

高齢者・障害者・児童福祉施設の整備をはじめ、社会福祉活動の充実のため、これからも区民福祉の向上に役立てていきます。



区内高齢者の福祉の充実に



子どもたちの健やかな健康のために



デザイン：女子美術大学



区内障害者の福祉の充実に

活用実績

■ 高齢者・障害者・児童福祉施設の建設助成、改修費など

- ・ 特別養護老人ホーム、障害者グループホーム、母子生活支援施設の建設助成
- ・ 保育環境の整備、保育園の耐震改修など

■ 地域包括支援センター運営費、ボランティアの育成事業費、福祉車両の運行費

ご寄附いただいた方の声

杉並には両親を含め親族が多くおり、ふるさと納税させていただきます。高齢者福祉や教育環境の更なる充実をお願いします。46年間暮らしてきた杉並区がいつまでも个性的で住みやすさを備えた街でありますように。

連絡先



保健福祉部管理課 庶務係
☎ 03-3312-2111 (代表)



誰かのために頑張る NPO を 応援しています

NPO 支援基金



私たちの身の周りには様々な SOS。NPO は、その声を拾い上げ、手を差し伸べています。誰かのために頑張る NPO を、寄附という形で応援しませんか。いただいた寄附金は「杉並区 NPO 支援基金」に積み立てられ、NPO 団体への助成金として活用します。

寄附はこんな活動に生かされます（令和 6 年 6 月現在）

NPO 法人 カケルとミチル

不登校児童が主催するイベントの支援事業

不登校児童・生徒が主体的に企画運営するイベントを支援します。対象の子どもたちが社会参加の経験を積む機会を創出するとともに、地域住民と不登校当事者との交流を通して、地域住民が不登校問題への関心を高め、理解を深めるきっかけ作りを目指します。

NPO 法人 サイン

夏休み体験イベント「楽しく学んで遊ぼう」

地域と協力して、子どもたちに様々な体験活動を提供します。夏休み期間中の居場所づくりや、多世代との交流によるコミュニケーション能力・自己肯定感の向上を目的として、工作教室や読書教室、水鉄砲大会を実施します。

NPO 法人 ハンド・ミー・ダウン

子ども服アップサイクルイベント開催

環境問題への関心を集めるため、子ども服をアップサイクルするワークショップや、アップサイクルに取り組むハンドメイド作家・企業のコーナーを設けたイベントを開催します。子ども用品無料交換会との同時開催により、子育て家庭へのアップサイクル事業の認知拡大を目指します。

楽学倶楽部

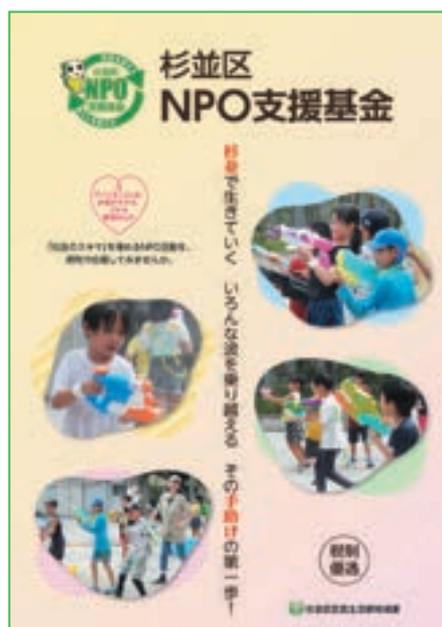
「てらこや」

子どもたちの居場所づくりと学習支援を目的とした「てらこや」を開催します。異なる学校の子どもたちが安心して交流できる環境を提供することで、学習支援だけでなく社会性の向上を目指します。

NPO 法人 まちの塾 freebee

子ども食堂と連携・中高生のための学習支援事業

不登校や学校外に十分な学習の場がない子どもたちに、子ども食堂と連携することによって、食事の提供と無料の学習支援を行います。学習だけでなく食事の機会を通して、子どもたちの様々な課題に寄り添います。



連絡先



地域課 協働推進係
☎ 03-3312-2381



樹木の保全や公園整備を 応援しています

みどりの基金



区民や事業者の皆様からいただいた寄附をみどりの保全や創出にみどりの基金が活用されています。民有地の樹木や樹木の保全、区を代表する公園等の整備などに活用されます。



杉並区のみらいのための貯金箱

まちの歴史とともにくまれてきた杉並区原風景を代表する屋敷林や農地は、この30年あまりで半減するなど減少の一途をたどっています。

杉並区では河川や公園などのみどりの保全に加え、屋敷林や農地など、杉並区らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりを保全して、後世に引き継ぐ取り組みを進めてまいります。

街のみどりは、重要な機能を持っています



連絡先



みどり公園課 みどりの計画係
☎ 03-3312-2111 (代表)



寄附へのお礼

4つの基金や区長におまかせにご寄附いただいた区外の方へのお礼は、障害者施設で作られた心の込もった品物です。ふるさと納税を通じて、障害者の就労支援や障害者の方たちのやりがいにつながっています。

お礼の品の一例



クッキーとパウンドケーキ
(季節の品)の詰め合わせ



豆乳パウンドケーキと
おからクッキー詰め合わせ



せんべい詰め合わせ



ガーゼバスタオル・ガーゼマフラー
『やわらかせっと』BOX入り(さくら)



makana soap
(はちみつシナモン)の詰め合わせ



クラフトビール詰め合わせ



アートピアセット



たべものフェルトストラップセット

区民の方も杉並区に寄附することはできますが、
区民の方にお礼の品を差し上げることはできません

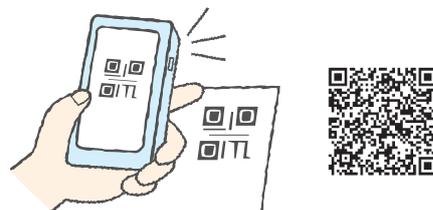
地方税法 314 条の 7 第 2 項に規定する第 1 号寄附金の募集の適正な実施に係る基準による



寄附の方法について

① ふるさと納税サイトを利用したの寄附

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」からの寄附が便利です。クレジットカード等がご利用いただけます。(手数料はかかりません。)



② 郵便局で寄附

次頁の「払込取扱票」でご寄附いただけます。

③ 銀行・信用金庫などで寄附

各基金等の担当課が発行する納付書より、ご寄附いただけます。各担当課へ、直接ご連絡ください。

④ 区役所の窓口で寄附

各基金等の担当課に事前にご連絡の上、お越してください。



各寄附のお問合せ先

寄附の使い道	担当課	連絡先
荻外荘の復原・整備	みどり公園課 みどりの計画係	03-3312-2111(代表)
日本フィルの被災地支援活動の応援	文化・交流課 文化振興担当	03-3312-2111(代表)
動物との豊かな共生社会をめざす寄附金	生活衛生課 管理係 (杉並区荻窪 5-20-1)	03-3391-1991
児童養護施設退所者等への支援	児童相談所設置準備課 (杉並区成田東 4-36-13)	03-5307-0355
次世代育成基金	児童青少年課 青少年係 (杉並区荻窪 1-56-3)	03-3393-4760
社会福祉基金	保健福祉部 管理課 庶務係	03-3312-2111(代表)
NPO 支援基金	地域課 協働推進係 (杉並区成田東 4-36-13)	03-3312-2381
みどりの基金	みどり公園課 みどりの計画係	03-3312-2111(代表)
区長におまかせ (使いみちを指定しない寄附)	総務課 総務係	03-3312-2111(代表)

《払込取扱票の記載例》

- ① 寄附を希望する基金等に ✓
- ② 寄附の公表の希望区分に ○

寄附金額を記入してください。

07	東京	払込取扱票 公										払込料金 加入者負担										
口座記号番号											金額	千	百	十	万	千	百	十	円			
001001											963225								20000			
加入者名	杉並区寄附金										備考											
ご依頼人	杉並区の以下の基金等へ、上記金額を寄附します。(□にチェックをしてください。)																					
	<input type="checkbox"/> 次世代育成基金 <input checked="" type="checkbox"/> みどりの基金 <input type="checkbox"/> 社会福祉基金 <input type="checkbox"/> NPO支援基金 <input type="checkbox"/> 荻外荘の復原・整備 <input type="checkbox"/> 日本フィル被災地支援 <input type="checkbox"/> 区長におまかせ <input type="checkbox"/> 動物との豊かな共生社会をめざす寄附金 <input type="checkbox"/> 児童養護施設退所者等への支援																					
※寄附の公表について、いずれかに○をしてください。																						
○ 1. 氏名・金額を希望 ○ 2. 氏名のみ希望 ○ 3. 希望しない																						
おところ(郵便番号 166 - 8570)																						
東京都 杉並区 阿佐谷南 1-15-1																						
おなまえ 杉並 花子 様																						
(電話番号 03 - 3312 - 2111)																						
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 東 第63084号)																						
これより下部には何も記入しないでください。																						

寄附していただく方の住所、氏名、電話番号をご記入ください。

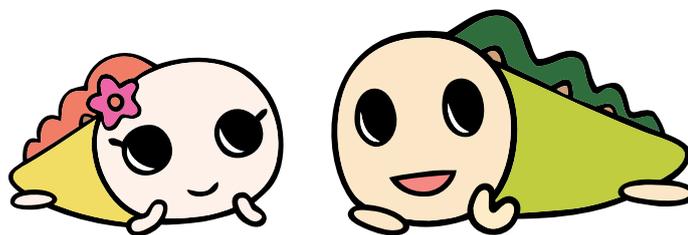
この「振替払込請求書兼受領証」は、確定申告で必要となりますので、大切に保管してください

07	東京	払込取扱票 公										払込料金 加入者負担										
口座記号番号											金額	千	百	十	万	千	百	十	円			
001001											963225											
加入者名	杉並区寄附金										備考											
ご依頼人	杉並区の以下の基金等へ、上記金額を寄附します。(□にチェックをしてください。)																					
	<input type="checkbox"/> 次世代育成基金 <input type="checkbox"/> みどりの基金 <input type="checkbox"/> 社会福祉基金 <input type="checkbox"/> NPO支援基金 <input type="checkbox"/> 荻外荘の復原・整備 <input type="checkbox"/> 日本フィル被災地支援 <input type="checkbox"/> 区長におまかせ <input type="checkbox"/> 動物との豊かな共生社会をめざす寄附金 <input type="checkbox"/> 児童養護施設退所者等への支援																					
※寄附の公表について、いずれかに○をしてください。																						
○ 1. 氏名・金額を希望 ○ 2. 氏名のみ希望 ○ 3. 希望しない																						
おところ(郵便番号 -)																						
都道府県 市区町村																						
おなまえ 様																						
(電話番号 -)																						
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 東 第63084号)																						
これより下部には何も記入しないでください。																						

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号	001001										払込料金 加入者負担
加入者名	杉並区寄附金										
金額	千	百	十	万	千	百	十	円			
ご依頼人	おところ(郵便番号 -)										
	おなまえ 様										
	備考										
	日附印										

この受領証は、大切に保管してください。



杉並のふるさと納税

登録印刷物番号

06-0055

令和6年度

令和6年11月発行

編集・発行

杉並区 区民生活部 課税課 ふるさと納税担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

電話 03 (3312) 2111 (代表)

杉並区のホームページでご覧になれます。 <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

- (ご注意)
- この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号および金額を記入する際は、枠内にはつきりと記入ください。
 - また、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 - 払込みの際、法令等に基づき、依頼人様（および代理人様）の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
 - この用紙の通信欄・ご依頼人に記載されたおところ・おなまえ等は、加入者様に通知されます。
 - この受領証は、払込みの証拠となります。大切に保管してください。
 - なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。
 - この用紙をゆうちょ銀行または郵便局にお預けになるときは、引換えに「預り証」を、必ずお受け取りください。